

移行申請1%程度にとどまる

行政委託型は政権内議論で手控え

既存公益法人を、新たに設けた「公益社団・財団」か「一般社団・財団」に振り分ける「新公益法人制度」が2008年12月にスタートし、11カ月が経過しても、既存公益法人の移行申請が1%程度にとどまっていることが内閣府の調査で明らかになった。移行申請に必要な会計基準変更や、団体の支部も特例民法法人（08年12月以前の公益法人）である場合の対応などを整理する課題が多いほか、行政からの委託事業割合が多い行政委託型公益法人が、鳩山政権で今後本格化する公益法人のあり方議論の推移を見守っていることが大きな理由だ。移行申請期間は13年11月末までしかなく、申請が拒否され再申請する可能性も含めれば、今後の対応は時間との勝負になりそうだ。

内閣府が公表した、新公益が72件（同認可は16件）の計法人制度における11カ月間の330件（同認定・認可は65件）にすぎなかった。09年11月1日は、既存公益法人として08年12月以降、従来どおりの扱いを受ける「移行認定申請」が258件（うち認定は49件）、都道府県所管あわせ2万4317法人ある。結果的に新公益法人制度が

新公益法人制度スタートから11ヵ月

スタートしてほぼ1年の11カ月が経過して公益・一般に比べ、移行申請したのは2万4000を超える特例民法法人のうち330法人、1.3%にとどまっている。

このうち国土交通省所管は社団法人712、財団401の計1113法人。また国交省を主務官庁にする都道府県知事所管法人は1428法人ある。2500以上の既存公益法人の中で、建設業関係団体として公益社団として移行認定を受けたのは、日本下水道管理業協会の1団体に

とどまっている。設計団体から施工団体まで幅広い建設産業関連団体の多くが、公益もしくは一般への移行決定を含む新公益法人制度対応を決めていないのは、公益が一般に比べ機関決定としてまだ選択できない状況にあることが理由。

背景には、団体の支部が独自に公益法人格を保有している場合、本・支部別々に移行申請や本・支部合併して移行申請などさまざまなケースもあり、いずれにしても本・支部の意形成が難しいことがある。

一方、行政から検査業務などを受託する「行政委託型公益法人」の中で、一般社団へ移行を機関決定し定款変更も済んだ既存公益法人も、「移行申請しようと思ったがやめた」状況に多くが追い込まれている。行政委託型の公益法人見直しを打ち出している民主党が中心の政権発足に伴い、議論の推移を見守る。10月までによやく本・支部の会計基準統一決定までこぎ着けた、ある団体関係者は「年度内に公益・一般に比べ機関決定、支部との関係を含め方向性を決めないと作業が厳しくなる」と頭を抱えている。

委託するかの仕分け作業で、幅が広い行政委託型の公益法人あり方議論まで進むまでにはまだ時間がかかりそうだ。これまで移行申請から認定・認可を受けるまでには、最初の書類提出から認定を受けるまでに10カ月近くかかった、下水道管理業協会の

ように「書類の文言含め多くの指摘があった」など時間がかかっていた。そのため一部でシミュレーションしていた「公益社団申請して定めなら一般社団申請に切り替えればいい」というこれまでの読みが、今後申請件数が急増した場合、今以上に審査に時間がかかる可能性が高いことを踏まえれば通用しなくなることも出てくる。

10月までによやく本・支部の会計基準統一決定までこぎ着けた、ある団体関係者は「年度内に公益・一般に比べ機関決定、支部との関係を含め方向性を決めないと作業が厳しくなる」と頭を抱えている。